

2 株式の種類・種類株式

1 概要

株式は、その内容について定款で特段の定めをしない限り、法が標準的に用意している。そのような株式を普通株式という場合がある。これに対し、株式の一定の内容について、普通株式とは異なる内容の株式を定款で定めることができる場合がある。

特別な定めをすることができる内容は、具体的には次のとおりである。

- ① 剰余金の配当
- ② 残余財産の分配
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式
- ⑥ 取得条項付株式
- ⑦ 全部取得条項付種類株式
- ⑧ 拒否権付種類株式
- ⑨ 種類株主総会での取締役・監査役の選任

なお、上記のうち⑨は公開会社では定めることができないので、上場会社では適用されない。また、④の譲渡制限株式を上場することは、上場基準との関係で不可能である。

上記のうち、④ないし⑥に関しては、発行するすべての株式の内容として定めることが可能となっている（107 I）。しかし、④について、発行するすべての株式を譲渡制限株式とする場合は、公開会社ではなくなってしまうので（2⑤）、上場会社では不可能である¹。

それ以外の場合は複数の種類の株式を発行することが前提となっている²。この場合に特別な定めをして発行する株式のことを、種類株式という（108 I）³。

上記のように、上場会社の場合は適用できない株式の内容がありうるが、それでも現行会社法はかなり多彩な特別な定めを認めている。これは、様々なニーズに応じて多様な株式を発行できるように、定款自治を広く認めたものといえる。

なお、種類株式を発行する場合は、その種類株式ごとに発行可能種類株式総数を定款で定める必要がある（108 I 柱書）。

以下、個別の種類株式につき詳述する。

2 配当・残余財産分配についての種類株式

配当や残余財産について内容の異なる種類株式として、優先株式、劣後株式などがあり、配当は優先し残余財産は劣後するという定め（混合株式）や、配当を特定の事業・特定の

¹ 本文のとおり上場基準上の問題があることは当然であるが、そもそも株式を上場ということは、その株式の自由な売買を認めるということであるから、譲渡制限株式を上場しようとする自体、矛盾である。

² たとえば、普通株式を発行するとともに、これとは別に特別な定めをした株式を発行すること。

³ 以下、⑨については特に触れない。④についても、それ自体としての説明はしない。

子会社の業績に連動させる定め（トラッキング・ストック）も可能である。

配当優先株式は一定の配当を普通株式よりも優先的に受けるものであるが、優先配当後の残余の配当に対して普通株式とともに配当にあずかれるかどうかにより、参加的優先株式・非参加的優先株式に分類され、また、ある期に優先配当金額に達しない事態が生じた場合に、不足額を次期に繰り越せるかどうかにより、累積的優先株式、非累積的優先株式に分類される。非参加的・累積的優先株式は、その性質が社債に近づく⁴。

なお、上場会社においても、優先株式は特定の株主に対してだけ発行したいというニーズがあり得（特に債務の株式化のための新株発行を行う場合に想定される。）、そのような場合に当該優先株式を譲渡制限株式としておくことが考えられる。

配当や残余財産について内容の異なる株式を発行するには、定款でその内容の要綱を定める必要がある（108Ⅱ①、②、Ⅲ）。この定款の定めは、配当や残余財産の内容を異にする種類株式を複数発行したい場合は、その種類ごとに別々に定める必要があると解されている。

3 議決権制限株式

議決権制限株式とは、株主総会の全部または一部の事項につき議決権を行使することができない株式である。一切議決権を有しないという完全無議決権株式を発行することも可能である⁵。

議決権制限株式を発行するには、議決権行使事項及び議決権行使条件⁶を定款で定める必要がある（108Ⅱ③）。

議決権制限株式は、発行済株式総数の2分の1を超えて発行することはできず、万一超えてしまった場合は、ただちに2分の1以下にするために必要な措置を講じなければならない（115）。

4 取得請求権付株式

株主がその株式について会社に取得を請求することができる株式である（2⑬）。株主にとっては、株式買取請求権付き（あるいは、プットオプション付といえるかもしれない）の株式と言えることになる。

会社法制定前は、他の種類への転換を請求できる株式として転換予約権付株式というものが存在していた。現行法では、取得の対価を他の種類の株式とする取得請求権付株式として発行することでこれと同様の効果を得ることができる。現行法は、この取得の対価に柔軟性を持たせることによって様々な取得請求権付株式を発行できるようになったといえる。

⁴ 特に完全無議決権の取得条項付、非参加的、累積的優先株式の経済価値は、社債とほとんど変わらないとも言える。

⁵ 上場会社においても、配当優先株式を完全無議決権株式としておきたいというニーズが考えられる。

⁶ 配当優先株式を議決権制限株式とした場合に、優先配当ができない場合を条件に議決権行使を認めるといった定めが考えられる。

なお、会社はその発行するすべての株式につき取得請求権付株式とすることが可能である（107 I ②）。

取得請求権付株式を発行するには、

- i 取得請求権付株式である旨
- ii 対価の種類、数または算定方法（発行するすべての株式を取得請求権付株式とする場合は、対価として他の種類の株式を定めることはできない）
- iii 請求期間

を定款で定める（107 II ②、108 II ⑤）。

株主は、上記条件に従って株式の取得を会社に請求できるが、上場株式のように振替株式の適用がある取得請求権付株式の取得を請求する場合は、当該株式につき振替の申請をする（社債株式振替 156 I）。会社は、自己の口座に当該取得請求権付株式の増加の記載、記録がなされた時に株式を取得する（社債株式振替 156 II）。対価が他の種類の振替株式である場合、取得請求者の口座を会社に示さなければならない（社債株式振替 156 III）。

対価が社債、新株予約権、株式である場合で、端数が生じる場合は、これを切り捨て、端数の価値に対応する金銭を交付する（167 III IV）。

なお、分配可能額規制（461 II）に違反する場合は、取得請求権を行使できない（166 I 但書）。

5 取得条項付株式

一定の事由が生じた場合に会社が当該株式を取得することができる株式である（2①9）。株主の側からすれば、一定の事由の発生により強制的に株式を会社に取得されてしまうことになる。

会社法制定前は、強制償還株式（現金を対価として強制的に株式を消却することができる株式）、強制転換条項付株式（ある種類の株式を他の種類の株式に強制的に転換できる株式）が存在していたが、会社法では、前者を現金を対価とする取得条項付株式、後者を他の種類の株式を対価とする取得条項付株式と構成することになる。

なお、会社はその発行するすべての株式につき取得条項付株式とすることが可能である（107 I ③）。

取得条項付株式を発行するには、

- i 一定の事由が生じた日に会社が株式を取得する旨（一定の事由の内容を別に定める場合はその旨）
- ii 一部の株式を取得する場合はその旨及び取得する株式の決定方法
- iii 対価の種類、数または算定方法（発行するすべての株式を取得請求権付株式とする場合は、対価として他の種類の株式を定めることはできない）

⁷ 振替株式でない場合は、会社に取得請求する株式の種類及び数を明らかにして請求し（167 II）、請求の日に株式の取得の効力が生じ、請求権者は、対価の種類に応じて当然に社債権者、新株予約権者、新株予約権付社債権者、他の種類の株式の株主となる（167 I II）。取得請求権は形成権である。

を定款で定める（107Ⅱ③、108Ⅱ⑥）。ただし、定款変更で発行する株式を取得条項付株式とし、あるいはその内容を変更するには、当該株主全員同意が必要である（110、111Ⅰ）。株主に対する影響があまりにも大きいからである。

一定の事由の内容を別に定める場合は、定款に別段の定めがない限り当該事由は取締役会で決定し（168Ⅰ）、その旨を公告する（168Ⅱ、社債振替株式 161Ⅱ）⁸。上記ⅱの場合は、取得する株式は取締役会で決定し（169Ⅰ、Ⅱ）、その旨を公告する（169Ⅲ、社債株式振替 161Ⅱ）。

振替株式の適用がある取得条項付株式を会社が取得する場合⁹には、会社が、会社の口座を振替先口座として、取得する株主の直近上位機関に対して振替申請する（社債株式振替 157Ⅰ）。会社の口座に増加の記載、記録がなされた時に取得の効力が生じる（社債株式振替 157Ⅱ）。効力発生日に取得条項付の振替株式の全部を取得することになる場合は、効力発生日後遅滞なく振替機関に対し全部抹消の通知をし¹⁰（社債株式振替 157Ⅲ、同 135Ⅰ）、振替株式の記載、記録が抹消された時に取得の効力が生じる（社債株式振替 157Ⅳ）。会社は、一定の事由が生じた後遅滞なく当該事由が発生したことを、株主および登録株式質権者に通知または公告し¹¹（170Ⅲ、Ⅳ）、取得条項付株式の株主に周知する。

なお、分配可能額規制（461Ⅱ）に違反する場合は、会社は株式を取得できない（170Ⅴ）。

6 全部取得条項付種類株式

全部取得条項付種類株式とは、株主総会の決議で当該種類の株式全部を会社が取得することができる株式である（108Ⅱ⑦、171Ⅰ）。取得するための株主総会の決議は特別決議である必要がある（309Ⅱ③）。全部取得条項付種類株式は、会社法になって初めて制度化された。その利用方法は、いわゆる 100%減資¹²を会社更生や民事再生等の法的倒産処理手続きによらずにできるようにするという趣旨であった。実際にその趣旨に近い利用のされ方もされているが、MBO¹³の手段としても利用されているようである。また、買収防衛策としての活用も考えられているようである。

⁸ 会社法上は、株主に「通知」することが原則であり、通知に代えて公告でもよいという構造である。ところが、振替株式に関しては、必ず公告することとなっており、会社法上、通知または公告事項となっている場合、振替株式に関してはすべて公告義務となっている（社債株式振替 161Ⅱ）。これには理由があるがそれは別の機会に説明する。

⁹ 振替株式でない場合は、取得事由が生じた日に当然に取得の効力が生じ、株主は対価の種類に応じて当然に社債権者、新株予約権者、新株予約権付社債権者、他の種類の株式の株主となる（170Ⅰ、Ⅱ）。

¹⁰ 全部末梢の手続きは、会社から振り替え機関に対し抹消する銘柄及び抹消する日を通知し、振替機関は直近下位機関にさらに通知し、さらに順次直近下位機関に通知していく。その上で、通知を受けた振替機関、口座管理機関は、抹消する日に振替株式全部の記載、記録を抹消する（社債株式振替 135）。この全部抹消手続きは、振替株式の全部末梢の一般的手続きであるが、取得条項付株式の全部抹消の場合は、その効力発生日後に会社から振り替え機関に通知することになるので、実際の抹消は効力発生日より後になり、実際の取得の効果は本文のとおり末梢の日に生じる。

¹¹ ただし 168ⅡまたはⅢの通知、公告をしている場合は、重ねて通知、公告をする必要はない（170Ⅲ但書）。

¹² 現行会社法上の減資は、資本金の額の数字上だけでの減少を意味する（447）が、いわゆる 100%減資という場合は、伝統的に発行済株式もすべて消却する（そのうえで新株を発行する）ことを意味している。

¹³ Management buyout の略で、会社経営者自身が株式公開買付け（TOB）で株式を買収して非上場化し、経営者の強いリーダーシップで企業価値を高めた後、再上場するという手法である。TOBで買収しきれなかった株式を全部取得条項付種類株式の制度を使って会社に取得させることによってMBOの目的を達成する。

全部取得条項付種類株式を発行するには、

- i 取得対価の価格の決定方法
- ii 株主総会決議をすることができるかどうか条件を定める場合はその条件

またはその要綱を定款で定める（108Ⅱ⑦、Ⅲ）。ただし、種類株式発行会社において、ある種類の株式を全部取得条項付種類株式にするには、当該種類株式の株主で構成する種類株主総会の決議が必要である¹⁴（111Ⅱ①）。また、定款変更によって既存株式¹⁵を全部取得条項付種類株式にする場合、反対の株主には株式買取請求権があり（116Ⅰ②）、新株予約権買取請求権も発生する（118Ⅰ②）¹⁶。

実際の取得手続きは、株主総会において取得を必要とする理由を説明したうえで、特別決議で取得の対価、その割当てに関する事項、取得日を定める（171）。

振替株式の適用がある全部取得条項付種類株式を取得する場合¹⁷には、振替株式の全部を取得する場合の取得条項付株式の取得と同じ手続きを取る（社債株式振替 157Ⅲ、Ⅳ）。

株主総会特別決議に反対の株主¹⁸は、株主総会の日から 20 日以内に裁判所に対して取得価格決定の申立てができる（172Ⅰ）。反対株主の株式買取請求権と同様の機能を果たす制度であるが、反対の株主の株式買取請求権の手続き（たとえば 116 など）と比較すると、非常に条文が簡素である。この点について近時の下級審判例¹⁹は、裁判所が決定すべき取得価格は取得日における公正な価格をいうとしており、価格面では株式買取請求権にいう「公正な価格」に合わせた判断をしている²⁰。

全部取得条項付種類株式の実際の利用のされ方について、教科書的には、たとえばいわゆる 100%減資を想定すると、まず、①普通株式を株主総会特別決議で定款変更して発行済株式を全部取得条項付種類株式とする（種類株式発行会社となり、別途普通株の発行ができるように定款変更する）、②当該全部取得条項付種類株式の全部取得の株主総会特別決議を行い、③新株を発行する、という手続きを取る。教科書的にはこれらの手続きを同一の株主総会の機会に行えるというのである。しかし、確かに株主を総入れ替えするだけなら以上の手続きでできるかもしれないが、資本金の減少をもするとすれば、その手続きは別途行わなければならない、通常債権者異議手続きを時間をかけて踏まなければならないことを考えると、あまり現実的とは思えない。

¹⁴ 取得請求権付株式、取得条項付株式を発行する場合において、その取得の対価である株式を全部取得条項付き種類株式とする場合は、当該取得請求権付株式、取得条項付株式の種類株主総会が必要となる（111Ⅱ②、③）。

¹⁵ 種類株式を全部取得条項付種類株式にするには、当該種類株式が発行されている限り種類株主総会が必ず必要である（111Ⅱ）。

¹⁶ 株式買取請求権、新株予約権買取請求権については、別途まとめて説明する。

¹⁷ 振替株式でない場合は、取得日に当然に取得の効力が生じ、株主は対価の種類に応じて当然に社債権者、新株予約権者、新株予約権付社債権者、他の種類の株式の株主となる（173）。

¹⁸ 予め反対の通知をした上で実際に株主総会において反対をした株主、または議決権のない株主が対象（172Ⅰ①、②）

¹⁹ 例えば、東京高裁平成 20・9・12 金判 1301・28。

²⁰ ただし、ごく最近の最高裁判例で、シナジー効果が生じない組織再編の事例ではあるが、株式買取請求権に関する「公正な価格」の判断基準を買取請求権行使日とする判例（最判平成 23・4・19 最高裁ホームページ、同平成 23・4・26 最高裁ホームページ）が存在する。そのため、全部取得条項付種類株式の取得価格決定事件でも、基準時の関係で今後の判例の動向が注目される。

8 拒否権付種類株式

黄金株式とも呼ばれ、株主総会または取締役会において決すべき事項につき、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする場合の、当該種類の株式のことである（108Ⅱ⑧）。株主総会等の決議の効力を、種類株主総会の決議にかからせることになるため、当該種類株主は拒否権を有しているのと同じになる。

どのような決議に拒否権を与えるか、また拒否権を与える条件は、定款で定める（108Ⅱ⑧）。

拒否権付種類株式は、上場会社でも発行できないわけではなく、買収防衛策としての利用が考えられるが、一定の条件に満たない拒否権付き種類株式を発行すると、上場基準との関係で問題が生じる可能性があり、上場会社での発行はあまり現実的ではない。

9 種類株主総会

種類株式を発行すると、会社の一定の行為がある種類の株式に対して損害を発生させる恐れが生じる場合がある。そのような場合に会社が一定の行為をする場合、損害を被るおそれのある種類株式の株主で構成される種類株主総会の決議が必要となる（322Ⅰ本文）。損害が生じる恐れのある種類株主に拒否権を与える趣旨であり、普通の株主総会とはその趣旨を異にする。

種類株主に損害が生じる恐れがある場合で種類株主総会決議が必要な事項は、次のとおりである

① 次の定款変更（ただし、譲渡制限株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式に関する定款変更は、別途当該種類株式の保護手段があるので、ここでの種類株主総会決議は必要ない）

イ 株式の種類を追加

ロ 株式の内容の変更

ハ 発行可能株式総数、発行可能種類株式総数の増加

② 株式の併合、分割

③ 株式無償割当て

④ 株主割当増資

⑤ 株主割り当てでの新株予約権発行

⑥ 新株予約権無償割当て

⑦ 合併

⑧ 吸収分割

⑨ 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部の承継

- ⑩ 新設分割
- ⑪ 株式交換
- ⑫ 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得
- ⑬ 株式移転

ただし、現行会社法では、ある種類の株式の内容として、上記種類株主総会の決議を不要とする旨を定款で定めることができるようになっている（322Ⅱ）。この規定は、現行会社法になって初めて設けられた規定である。もっとも、それでも上記①の定款変更（単元株式数についての定款変更は除く）の際の種類株主総会を排除することはできない（322Ⅲ但書）。また、原始定款に盛り込むのではなく定款変更により種類株主総会を不要とする場合には、当該種類株主全員の同意が必要である（322Ⅳ）。そのため、既存の上場会社が種類株主総会を不要とする定款変更をするのは、現実性がない。

定款で種類株主総会を不要とした場合、種類株主保護のために、会社が当該行為を行う場合は種類株主に株式買取請求権が与えられる（116Ⅰ③、785Ⅱ①ロ、797Ⅱ①ロ、806Ⅱ①ロ）。

なお、322条のほかにも、法が種類株主総会を要求している場合があるが、それらは必要に応じて当該個所で個別に説明する。